

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法、地方公営企業法、さいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程、さいたま市水道局行政財産目的外使用許可事務取扱要領
条 項		自治法第 238 条の 4 第 7 項、法第 33 条第 3 項、規程第 2 条、要領第 6
所 管 部 課		水道局 業務部 管財課（電話：048-714-3079）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件を全て満たすこと。  (1) さいたま市の事業目的に資すると認められるものであること。 (2) 使用目的以外の目的に使用しないこと。 (3) 使用にあたっては、さいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程及び行政財産目的外使用許可書の許可内容を遵守すること。 (4) 使用にあたっての光熱水費を事業者側で負担すること。
	設定等年月日	平成 2 4 年 3 月 1 日設定 平成 2 6 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20 日（休日を除く。）
	設定等年月日	平成 2 4 年 3 月 1 日設定 平成 2 6 年 4 月 1 日最終改正
備 考		